

報道関係者各位

令和3年8月3日  
照会先  
岐阜労働局労働基準部賃金室  
室長 市岡 保  
専門監督官 加賀 勝仁  
電話 058-245-8104

## 岐阜県最低賃金を880円に

－引上げ額28円、引上げ率3.29％－

1 本日、岐阜地方最低賃金審議会（会長 浅井直美弁護士）は、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号）を現在の1時間852円から880円（引上げ額28円、引上げ率3.29％）に引き上げるよう、岐阜労働局長（局長 畑俊一）に答申しました。

なお、引上げ額28円は、本年7月16日に中央最低賃金審議会が答申した「令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」どおりです。

2 岐阜県最低賃金は、岐阜県内の全事業場（約6万8千）及びそこで働くすべての労働者（パート、アルバイトを含め約76万3千人）に適用されます。

3 今後、異議申出手続きなどを経て、最短で令和3年10月1日から改正発効の予定です。

最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で5万人以上の賃金引上げが必要となる見込みです。

添付資料 答申文写し  
岐阜県最低賃金の推移